

復興・再生戦略協議会 運営要領(案)

平成24年5月18日

復興・再生戦略協議会

(戦略協議会の運営)

第1条 復興・再生戦略協議会(以下「戦略協議会」という。)の議事の手続その他戦略協議会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(座長・副座長)

第2条 戦略協議会には座長及び副座長を置くこととし、構成員の互選によって定める。

2 座長は、戦略協議会の事務を掌理し、副座長は座長を補佐する。

3 座長が戦略協議会に出席できない場合は、副座長がその職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 戦略協議会に属する構成員が戦略協議会を欠席する場合は、代理人を戦略協議会に出席させ、又は他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 戦略協議会を欠席する構成員は、座長を通じて、当該戦略協議会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 戦略協議会は、構成員の半数が出席しなければ、戦略協議会を開くことはできない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

(公開)

第5条 戦略協議会の会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により戦略協議会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容等の公表等)

第6条 座長は、戦略協議会における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。

ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、戦略協議会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、戦略協議会に関し必要な事項は、座長が定める。